| | |
|---|---|
| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) |
| ②名称 | Ministry of Commerce, Trade and Industry / Patents and Companies Registration Agency (PACRA) |
| ③所在地 | Plot No. 8471, PACRA House Haile Selassie Avenue<br>Longacres P.O. Box 32020 Lusaka, Zambia |
| ④連絡先 | (電話) (260 211) 255127 /151 (FAX) (260 211) 255 426<br>(E-mail) pro@pacra.org.zm (internet) https://www.pacra.org.zm |
| ⑤組織の長 | Registrar of Patents and Companies Registration Agency :<br>Mr. Benson Mpalo |
| ⑥沿革 | (1) 旧イギリス領北ローデシア植民地は、1964年に独立主権国家となった。<br>(2) ザンビアの知財法は、1957年に特許法No.13 (Cap.692)、1958年に意匠法No.12 (Cap.696)、1958年に商標法 (Cap.401) が制定された。<br>(3) 現行憲法は、1991年に公布され、2016年改正法がWIPOに寄託されている。この第266条において財産(property)の1種として知的財産(Intellectual property)が定義され、第11条で保護される基本的権利として財産権を規定し、第16条で法に基づかず補償なく財産を剥奪することを禁止している。<br>(4) 特許法は、2016年法律No.40が2017年6月2日に施行されている。<br>(5) 意匠法は、2016年法律No.22が2017年6月2日に施行されている。<br>(6) 商標法は、2023年法律No.3が公布されている。 |
| ⑦所管 | 特許権、意匠権、商標権、企業名登録、商号 |

⑩加盟条約

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| WIPO | ベルヌ | ブリュッセル | フィルム登録 | ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示) |
| 1977/5/14 | 1992/1/2 | | | |
| ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ) | パリ | PLT | レコード保護 | ローマ |
| | 1965/4/6 | | | |
| シンガポール | TLT | ワシントン | WCT(著作権) | WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ) |
| | | | | |
| ブタペスト | ヘーグ | | | リスボン |
| | ロンドンアクト | ヘーグアクト | ジュネーブアクト | |
| | | | | |
| マドリッド(標章) | マドプロ | PCT | ロカルノ | ニース |
| | 2001/11/15 | 2001/11/15 | | |
| ストラスブール | ウィーン | WTO | | |
| | | 1995/1/1 | | |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑪統計データ | 出願件数 | | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
| | 特許 | 全数 | 27 | 26 | 19 | 14 |
| | | (内　外国出願) | 10 | 13 | 9 | 9 |
| | | (内　日本から) | | | | |
| | | (内　PCT ルート) | 10 | 13 | 9 | 9 |
| | 実用新案 | 全数 | | | | |
| | | (内　外国出願) | | | | |
| | 意匠 | 全数 | 124 | 46 | 42 | 168 |
| | | (内　外国出願) | | | | 1 |
| | | (内　日本から) | | | | |
| | 商標 | 全数 | 3,742 | 3,122 | 3,046 | 3,452 |
| | | (内　外国出願) | 1,837 | 1,951 | 2,008 | 2,106 |
| | | (内　日本から) | 21 | 20 | 20 | 12 |
| | 登録件数 | | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
| | 特許 | 全数 | 9 | 10 | 12 | 17 |
| | | (内　外国出願) | 7 | 9 | 8 | 16 |
| | | (内　日本から) | | | | |
| | | (内　PCT ルート) | | | | |
| | 実用新案 | 全数 | | | | |
| | | (内　外国出願) | | | | |
| | 意匠 | 全数 | 68 | 67 | 21 | 38 |
| | | (内　外国出願) | | | | |
| | | (内　日本から) | | | | |
| | 商標 | 全数 | 3,175 | 2,724 | 3,176 | 2,615 |
| | | (内　外国出願) | 2,432 | 2,001 | 2,126 | 1,806 |
| | | (内　日本から) | 23 | 24 | 27 | 25 |
| | 出典： WIPO IP Statistics | | | | | |

⑫　組　　織

〈組織図〉　特許及び企業名登録公社(PACRA)は、通商貿易産業省(Ministry of Commerce and Trade and Industry)の下部組織である

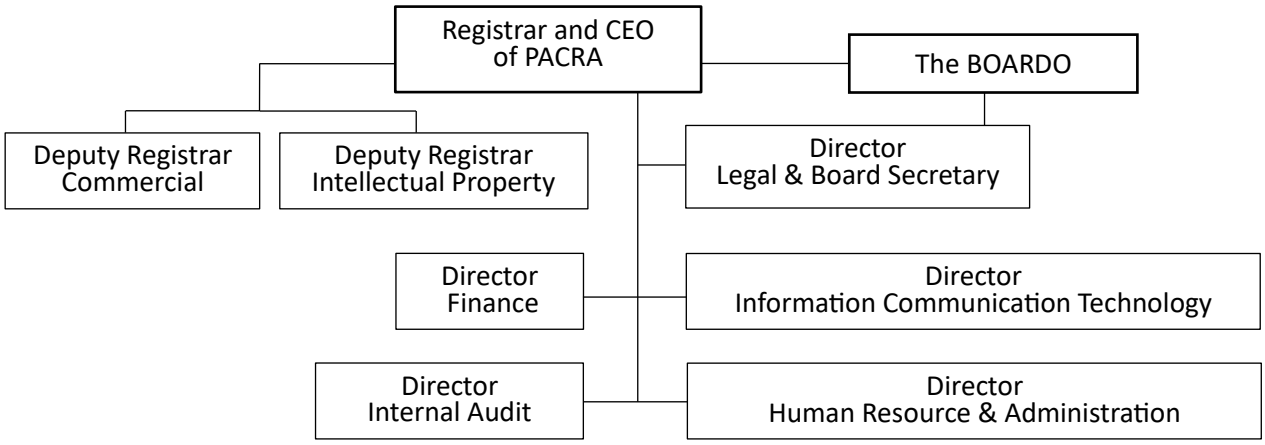


(出典) https://www.pacra.org.zm/?page_id=94
https://www.pacra.org.zm/?page_id=409

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 特許制度 | ②最新特許法の施行年月日 | 特許法 2017 年 6 月 2 日施行 (2016 年法律第 40 号) |
| | ③地理的効力の範囲 | ザンビア国内のみ |
| | ④他国制度との関係 | ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、PCT 締約国 |
| | ⑤出願人資格 | 発明者又はその継承人(特許法第 27 条(2))<br>雇用契約又は役務契約下に行った従業員による発明は、対価を支払うことを条件に、雇用主に帰属する。(特許法第 58 条) |
| | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。ザンビアに居住していない出願人は特許代理人登録簿に記載された代理人を選任しなければならない。(特許法第 29 条、第 115 条) |
| | ⑦出願言語 | 英語 |
| | ⑧特許権の存続期間及び起算日 | 出願日から 20 年。(特許法第 65 条)<br>医薬品について期間延長がないことは特許法第 75 条に明記。<br>次の(a)及び(b)の場合、存続期間満了 6 月前の請求があれば 2 年内で期間の延長を認める。(特許法第 67 条)<br>(a) ザンビアを含む英連邦諸国と他国との間に敵対行為があり、特許権者が損害を被った場合。<br>(b) 天災により特許権者が実施できなかった場合。 |
| | ⑨新規性判断の基準 | 国内外公知公用、内外国刊行物(特許法第 18 条(1)) |
| | ⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | (1) 発明者、発明者から秘密提供された者又はそれらの者から入手した者によって開示された出願日前 12 月の発明。<br>(2) 庁によって認められた国際博覧会<br>(3) 出願日（優先日）前 6 月以内に、大学又は研究若しくは開発期間が公衆に提供した研究成果<br>（特許法第 18 条(2)） |
| | ⑪非特許対象 | 次の事項が規定されている。(特許法第 17 条)<br>(1) 人体又は動物の治療方法又は診断方法。ただし、これらの方法に使用される製品は除く。<br>(2) 動植物の品種又はこれらを生産するための生物学的な方法及び生産物。ただし、微生物学的方法及び非生物学的方法を除く。<br>(3) cDNA 配列を含む DNA、細胞、細胞株及び細胞培養並びに種子<br>(4) 医薬品の 2 次利用を含む既知物質の使用<br>(5) 既知の発明の配置、用途、寸法又は材料の変更。ただし、格別な効果が生じる場合は除く。<br>(6) 公序良俗に反する発明<br>(7) 医薬品、それらの使用方法又は使用。<br>(8) 自明又は自然法則に反する発明<br>(9) 伝統的知識<br>（特許法第 17 条） |
| | ⑫実体審査の有無及び審査事項 | 有。非特許事由、新規性、進歩性、産業上の利用可能性、材料の開示を含む実施可能要件に関する審査を行う。(特許法第 51 条、第 56 条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 有。所定の期間内。ただし、職権による審査請求及び審査もあり得る。<br>(特許法第 53 条) |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 |
| | ⑮出願公開制度の有無 | 有。受理通知から 1 月以内に公開される。 |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 特許制度 | ⑯異議申立制度の有無 | 有。何人も公開日から3月以内又は登録官が許可すれば登録査定前までに異議申立を行うことができる。<br>(特許法第56条(1)) |
| | ⑰無効審判制度の有無 | 無。登録官の決定に不服のある場合は高等裁判所に提訴する（特許法第125条） |
| | ⑱実施義務 | 有。特許付与から3年徒過後、合理的な理由で特許権者が実施しない場合、大臣に強制ライセンスを申し出ることができる。<br>(特許法第99条（1）)<br>政府が公衆衛生、環境又は国家非常事態の目的で政府は実施することができる。<br>(特許法第105条) |
| | ⑲費用単位<br>ZMK(ザンビア・クチャ) | [出願から登録までに掛かる費用]（外国人用2025年1月現在）<br>出願料　2,666.80 ZMK<br>登録料　2,666.80 ZMK/独立ｸﾚｰﾑ<br><br>[特許権維持に掛かる費用] 年金（外国人用2025年1月現在）<br>4年次　1,066.80 ZMK　10年次　1,866.80 ZMK　16年次　2,666.80 ZMK<br>5年次　1,200.00 ZMK　11年次　2,000.00 ZMK　17年次　2,800.00 ZMK<br>6年次　1,333.20 ZMK　12年次　2,133.20 ZMK　18年次　2,933.20 ZMK<br>7年次　1,466.80 ZMK　13年次　2,266.80 ZMK　19年次　3,066.80 ZMK<br>8年次　1,600.00 ZMK　14年次　2,400.00 ZMK　20年次　3,200.00 ZMK<br>9年次　1,733.20 ZMK　15年次　2,533.20 ZMK |
| | ⑳料金減免措置の有無 | 無。 |
| | ㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無 | 無。 |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 実用新案制度 | ②最新実用新案法の施行年月日 | 特許法 2017 年 6 月 2 日施行 (2016 年法律第 40 号) |
| | ③地理的効力の範囲 | ザンビア国内のみ |
| | ④他国制度との関係 | ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、PCT 締約国 |
| | ⑤出願人資格 | 発明者又はその継承人(特許法第 27 条(2))<br>雇用契約又は役務契約下に行った従業員による発明は、対価を支払うことを条件に、雇用主に帰属する。(特許法第 58 条) |
| | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。ザンビアに居住していない出願人は特許代理人登録簿に記載された代理人を選任しなければならない。(特許法第 29 条、第 115 条) |
| | ⑦出願言語 | 英語 |
| | ⑧特許権の存続期間及び起算日 | 出願日から 10 年。(特許法第 111 条(3)) |
| | ⑨新規性判断の基準 | 国内外公知公用、内外国刊行物(特許法第 18 条(1)) |
| | ⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | (1) 発明者、発明者から秘密提供された者又はそれらの者から入手した者によって開示された出願日前 12 月の発明。<br>(2) 庁によって認められた国際博覧会<br>(3) 出願日 (優先日) 前 6 月以内に、大学又は研究若しくは開発期間が公衆に提供した研究成果<br>(特許法第 18 条(2)) |
| | ⑪不登録対象 | 次の事項が規定されている。(特許法第 17 条)<br>(1) 人体又は動物の治療方法又は診断方法。ただし、これらの方法に使用される製品は除く。<br>(2) 動植物の品種又はこれらを生産するための生物学的な方法及び生産物。ただし、微生物学的方法及び非生物学的方法を除く。<br>(3) cDNA 配列を含む DNA、細胞、細胞株及び細胞培養並びに種子<br>(4) 医薬品の 2 次利用を含む既知物質の使用<br>(5) 既知の発明の配置、用途、寸法又は材料の変更。ただし、格別な効果が生じる場合は除く。<br>(6) 公序良俗に反する発明<br>(7) 医薬品、それらの使用方法又は使用。<br>(8) 自明又は自然法則に反する発明<br>(9) 伝統的知識<br>(以上、特許法第 17 条)<br>(10) 実用新案の発明 (器具,電気及び電子回路,手芸品,作業工具又は日常用品の要素の形状若しくは配置をいい,新たな効果を与えるもの。微生物又は自己複製する物質及び遺伝資源の生産物を含む。) でないもの。(特許法第 110 条(2)) |
| | ⑫実体審査の有無及び審査事項 | 有。不登録事由、新規性、産業上の利用可能性、材料の開示を含む実施可能要件に関する審査を行う。(特許法第 51 条、第 56 条、第 109 条(2))<br>ハラル議定書の実用新案も ARIPO が指定国として通知の上、ザンビアに改めて出願しない限り、効力を有さない。(特許法第 113 条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 有。所定の期間内。ただし、職権による審査請求及び審査もあり得る。<br>(特許法第 53 条) |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 |
| | ⑮出願公開制度の有無 | 有。受理通知から 1 月以内に公開される。 |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 実用新案制度 | ⑯異議申立制度の有無 | 有。何人も公開日から3月以内又は登録官が許可すれば登録査定前までに異議申立を行うことができる。<br>(特許法第56条(1)) |
| | ⑰無効審判制度の有無 | 無。登録官の決定に不服のある場合は高等裁判所に提訴する（特許法第125条） |
| | ⑱実施義務 | 有。特許付与から3年徒過後、合理的な理由で特許権者が実施しない場合、大臣に強制ライセンスを申し出ることができる。<br>(特許法第99条（1）)<br>政府が公衆衛生、環境又は国家非常事態の目的で政府は実施することができる。<br>(特許法第105条) |
| | ⑲費用単位<br>ZMK(ザンビア・クチャ) | [出願から登録までに掛かる費用]<br>情報がえられませんでした。<br>[実用新案権維持に掛かる費用] 年金<br>情報がえられませんでした。 |
| | ⑳料金減免措置の有無 | 無。 |
| | ㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無 | 無。 |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 意匠制度 | ②最新意匠法の施行年月日 | 意匠法 2017 年 6 月 2 日施行 (2016 年法律第 22 号) |
| | ③地理的効力の範囲 | ザンビア国内のみ |
| | ④他国制度との関係 | ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国 |
| | ⑤出願人資格 | 創作者又は承継人。ただし、契約に定めがない場合、雇用下に行った創作は雇用主に帰属し、金銭とともに委託された意匠は委託者に帰属し、人間の創作者を含まないコンピュータによって創作された意匠はコンピュータプログラムを手配した者に帰属する。(意匠法第 19 条) |
| | ⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。出願人はザンビア国内に送付先を定める必要があり、ザンビアに非居住の出願人はザンビア在住の代理人を選任しなければならない。<br>(意匠法施行規則 36) |
| | ⑦出願言語 | 英語 |
| | ⑧意匠権の存続期間及び起算日 | 登録日から 5 年、同じ期間で 1 度更新できる。(意匠法第 52 条(3)) |
| | ⑨新規性の判断基準 | 国内外公知公用(意匠法第 17 条 (1)) |
| | ⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | 次の事項は新規性欠如とされない。<br>・出願日前 6 月以内の開示。<br>・創作者及び承継人又はそれらの者から秘密に提供された者によって不法又は秘密に違反した開示<br>・秘密に注文した意匠を含む繊維が創作者の同意を得ずされた開示<br>・意匠の効果を検討するために政府の機関又は権限を与えられた者に対する開示<br>・庁が認めた展覧会の展示し、それを裏付ける書面を提出した場合<br>・高等教育機関、研究機関又は開発機関が行った研究の成果を提供する目的で公表されたもの<br>(意匠法第 24 条) |
| | ⑪不登録対象 | ・成文法及び自然法則に反する意匠<br>・公序良俗、人道及び環境保全に反する意匠<br>・国内外の政府機関の旗、紋章、略称、標識等であって同意のないもの<br>(意匠法第 16 条) |
| | ⑫実体審査の有無 | 無。ただし、受理通知後に新規性を調査する。(意匠法第 39 条(1)、(4))<br>ハラル議定書の意匠も ARIPO が指定国として通知の上、ザンビアに改めて出願しない限り、効力を有さない。(意匠法第 50 条) |
| | ⑬審査請求制度の有無 | 無。ただし、方式審査終了の受理通知後に手数料を支払わなければ、登録公告されない。 |
| | ⑭優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 |
| | ⑮部分意匠制度の有無 | 無。 |
| | ⑯関連意匠制度の有無 | 無。 |
| | ⑰「組物」の意匠制度の有無 | 無。 |
| | ⑱意匠分類 | 無。 |
| | ⑲出願公開制度の有無 | 無。登録後に公告される。 |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 意匠制度 | ⑳秘密意匠制度の有無 | 無。 |
| | ㉑異議申立制度の有無 | 有。何人も公告日から2月以内に異議を申し立てることができる。<br>（意匠法第43条） |
| | ㉒無効審判制度の有無 | 無。登録官の決定に不服の場合は裁判所に提訴できる（意匠法第94条）。<br>冒認出願は登録を知得してから3年以内であれば裁判所に提訴できる。（意匠法第30条） |
| | ㉓登録表示義務 | 無。 |
| | ㉔費用<br>単位 ZMK<br>(ザンビア・クチャ) | ［出願から登録までに掛かる費用］（外国人用 2025年1月現在）<br>出願料　1,333.20 ZMK<br>登録料　1,466.80 ZMK<br><br>［意匠権の維持に掛かる費用］外国人用 2025年1月現在）<br>存続期間更新料<br>1回目の5年間：1,333.20 ZMK<br>2回目の5年間：2,000.00 ZMK |
| | ㉕料金減免措置の有無 | 無。 |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 商標制度 | ②最新商標法の施行年月日 | 商標法 2023 年 12 月 22 日公布　(2023 年法律第 3 号) |
| | ③地理的効力の範囲 | ザンビア国内のみ |
| | ④他国制度との関係 | ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、マドリッド・プロトコール締約国 |
| | ⑤商標法の保護対象 | 商品標章、役務標章、団体標章、証明標章、地理的表示<br>（商標法第 3 条、第 4 条、第 76 条、第 83 条、第 95 条） |
| | ⑥商標の種類 | 文字、記号、図形、記号、色彩の組み合わせ、立体、匂い、音及びそれらの組み合わせ（商標法第 2 条）、 |
| | ⑦出願人資格 | 所有者として出願標章を使用又は使用を意図している者<br>（商標法第 4 条） |
| | ⑧権利付与の原則 | 先使用主義（商標法第 53 条、第 54 条(4)） |
| | ⑨本国登録要件 | |
| | ⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格 | 要。ザンビアに非居住の出願人はザンビア在住の商標代理人を選任しなければならない。(商標法第 5 条(4)) |
| | ⑪出願言語 | 英語 |
| | ⑫商標権の存続期間及び起算日 | 方式要件を充足した提出日（出願日）から 10 年。さらに 10 年間ずつ更新できる。(商標法第 8 条、第 43 条、第 44 条) |
| | ⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ | 無。 |
| | ⑭不登録対象 | 次の事項が規定されている。本項（　）内は商標法の条数。<br>(1) 別の知的所有権で保護されていることを示唆する標章<br>(2) 大統領、ザンビア、共和国並びにこれら及び政府から後援、認可又は承認を示唆する標章（以上、第 32 条）<br>(3) 既知の人物又はその法的代理人の名前及び肖像を含む標章。同意を得ていない場合は生死を問わない。(第 33 条)<br>(4) ウルグアイの象徴、国章、国旗、紋章等（第 34-35 条）<br>(5) 同盟国及び国際機関の標章、国章、国旗、紋章等（第 36-38 条）<br>(6) 化学品及び国際医薬品の一般名称及びそれらと類似する名称（第 40 条）<br>(7) 商品の品質、数量、用途、原産地、提供時期等の商品・役務の特性のみからなる標章<br>(8) 上記特性について公衆を誤認・混同させる虞のある標章<br>(9) 商取引において慣習となっている特定の言語、標識又は表示<br>(10) 法律又は公序良俗に反する標章<br>(11) 姓<br>(12) 以下の標識のみからなる標章：商品の性質から生じるもの、技術的結果を得るために必要なもの、商品に実質的な価値を与えるもの<br>(13) 識別力を有さない文字、数字若しくはそれらの組み合わせ<br>（以上、第 41 条）<br>(14) 公共の利益に反する標章（第 28 条） |
| | ⑮防護標章制度の有無 | 有。(商標法第 32 条(1)) |
| | ⑯周知商標制度の有無 | 有。(商標法第 51 条) |
| | ⑰一出願多区分制度の有無 | 有。(商標法第 4 条(3)) |
| | ⑱実体審査の有無及び審査事項 | 有。手数料を含めた方式審査で瑕疵が無い場合、実体審査を行う。<br>（商標法第 16 条） |
| | ⑲審査請求制度の有無 | 無。ただし、方式審査の瑕疵に関する拒絶指令を克服しなければ、実体審査前でも出願は放棄したものとみなされる。(商標法第 15 条) |

| ①国名 | ザンビア共和国<br>Republic of Zambia (ZM) | |
|---|---|---|
| 商標制度 | ⑳優先審査制度・早期審査制度の有無 | 無。 |
| | ㉑出願公開制度の有無 | 無。出願人が登録査定から 90 日以内に手数料を納付した場合、登録官は公告される。(商標法第 17 条) |
| | ㉒異議申立制度の有無 | 有。何人も、公告日から 60 日以内に登録官に異議を申立てることができる。(商標法第 19 条) |
| | ㉓無効審判制度の有無 | 有。利害関係人又は登録官は、登録官に無効を申立てることができる。(商標法第 47 条) |
| | ㉔不使用取消制度の有無 | 有。継続して 5 年以上の不使用を理由に登録官に取消を請求することができる。(商標法第 48 条(a)) |
| | ㉕商標分類 | 国際分類（ニース分類）を採用している。(ニース協定には未加盟) |
| | ㉖図形要素の分類 | 無 |
| | ㉗譲渡要件 | 無。ただし、譲渡について登録官に異議申立することができる。(商標法第 55 条) |
| | 費用単位<br>ZMK(ザンビア・クチャ) | [出願から登録までに掛かる費用] (外国人用 2025 年 1 月現在)<br>出願料：2,000.00 ZMK(各クラスにつき)<br>登録料：2,400.00 ZMK(各クラスにつき)<br><br>[商標権の維持に掛かる費用] (外国人用 2025 年 1 月現在)<br>存続期間更新料：6,666.80 ZMK(各クラスにつき) |
| | ㉙料金減免措置の有無 | 無。 |
| | 備考 | ・登録官は、同一の所有者で、同一又は類似の商品・役務であって、所有者以外の者が使用した場合には、公衆に誤認・混同が生じる場合、該当する複数の商標（未登録、登録済に拘わらず）を連合商標として登録することができる。所有者が請求し登録官が公衆に誤認・混同が生じないと判断した場合は連合を解消することができる。(商標法第 31 条)<br><br>・登録官は商標が失効してから 1 年間は同一又は類似の商標を登録してはならない。ただし、商標権者による 6 月の遅延登録、失効直前の 2 年間の不使用商標の再登録を除く。(商標法第 44 条) |